

令和8年度版

自治会ガイドブック

＜自治会運営編＞

北名古屋市役所 まちづくり推進課

はじめに

目まぐるしい時代の変化の中で、地域で暮らす人々のニーズは多様化しています。住みよいまちづくりを目指し、行政は日々取り組んでおりますが、複雑化する時代の中で行政の一方的な視点でまちづくりを進めることには限界があります。

多様化、複雑化する社会だからこそ市民と行政が手を取り合い、お互いに意見を出し合い、協力し合うことが必要です。魅力にあふれ、住みよい北名古屋市を創るために地域自治の役割を担う自治会と行政が「両輪」となり、一緒に取り組んでいきましょう。



自治会活動とは

(1) 目的

自治会は古くから地縁組織（特定の地域に住む住民のまとまり）として地域に根差しています。かつては地域の共同作業で行っていた農業や、地域の氏神様を祀る神社の管理などをはじめとした各種行事の運営、その他地域を代表する組織として行政との調整を行っていました。

時代は移り変わり、現代においては自治会活動は、その地域に住む人が交流し、日常生活に必要な情報交換や安全確保などを行うとともに、地域での生活をより快適なものにするため、自主的、自発的に地域活動を行いながら、まちづくりを進めることが求められるようになってきています。

(2) 北名古屋市における自治会

◎ 自治会の数

地域コミュニティ活動において基本となる住民自治組織として、市内に以下の32自治会（令和8年4月1日現在）があります。

鹿田	若宮	熊之庄	六ツ師	片場	高田寺	久地野	二子
井瀬木	能田	薬師寺	九之坪	駅前	加島	岡	野崎
沖村	石橋	中之郷	宇福寺	山之腰	北野	法成寺	鍛冶ヶ一色
県営住宅	徳重	米野	弥勒寺	西新町	西之保	青野	犬井

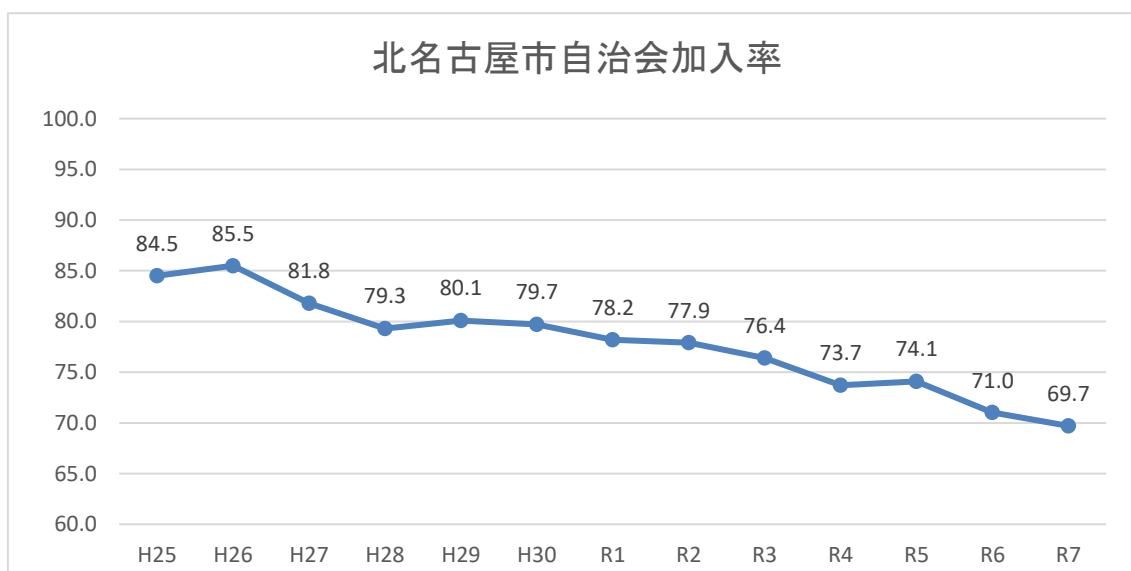
(3) 各自治会の世帯数

市内32の自治会それぞれの世帯数と自治会加入率の推移は以下のとおりです。

《世帯数：令和8年4月1日時点住民基本台帳データ》

自治会名	世帯数	自治会名	世帯数
鹿田自治会	6,286	沖村自治会	1,293
若宮自治会	615	石橋自治会	749
熊之庄自治会	3,942	中之郷自治会	975
六ツ師自治会	3,375	宇福寺自治会	723
片場自治会	1,226	山之腰自治会	185
高田寺自治会	1,578	北野自治会	339
久地野自治会	1,538	法成寺自治会	447
二子自治会	1,053	鍛冶ヶ一色自治会	1,048
井瀬木自治会	990	県営住宅自治会	243
能田自治会	582	徳重自治会	790
薬師寺自治会	378	米野自治会	1,637
九之坪自治会	3,451	弥勒寺自治会	1,526
駅前自治会	434	西新町自治会	162
加島自治会	697	西之保自治会	1,321
岡自治会	466	青野自治会	632
野崎自治会	387	犬井自治会	321

《加入率：各年10月調べ》





自治会の運営

自治会の運営は原則、規約（会則）と会員全員の意思に基づき行われます。会員相互の優劣関係はないため、一人一人の意見を平等に扱い、広く意見を募ることが満足感の高い自治会運営の秘訣と言えます。

また近年は気候変動による水害や、突発的に起こる大規模地震による災害、あるいはデジタル化などの急速な社会の変化に対応することが求められています。そのため、自治会運営においても既存の枠組みに捉われない柔軟な運営が求められています。



規約（会則）

規約（会則）は地域におけるまちづくりの自主的なルールとしての意味をもっています。規約（会則）を制定することにより、会員に対して自治会の運営方法を明確にし、民主的な活動を行うことができます。

規約（会則）は会員の総意に基づき運用することが大切です。地域の様々な状況変化に応じて、定期的に会員の意見を取り入れながら見直していくことが必要です。

また規約（会則）は自治会運営の基本的なルールとなりますので、広く会員に対して周知をしていくことも重要なポイントです。



総会・会議

総会では、前年度の事業報告、収支決算報告、次年度の予算案や事業計画案、自治会役員の改選等を議案とし、審議・議決を行います。

総会での資料は自治会の一年間の活動実績が分かる重要な資料です。透明性の高い運営のために、役員のみならず幅広い会員に対して情報を共有することが大切です。

また加入 1 年目の方でも理解ができるような資料作りが大切になってきます。時には要点のみを抑えた概要版を作成することも一つの手法かもしれません。



会計処理

自治会では、会計年度を定めて会計処理を行っているところがほとんどです。自治会のお金は会員全員の共有財産となります。会員の納得感を得るためには、自治会の収支は会員の総意に基づくものとし、加えて透明性の高いものであることが必要不可欠と言えます。

また金銭の管理は慎重に行い、会員から会費を預かった際はその都度預金することを心がけましょう。

年度終了時には会計・事業の執行状況について監査を行い、総会において会員に報告することが重要です。



自治会費の納入

自治会費は自治会活動を行ううえでの重要な財源となります。地域で暮らす人々が少しずつ負担し合い、そのお金で地域をより良くしていくという素晴らしい理念のもと成り立っているかと思えます。

ただし、自治会への加入はあくまでも本人の意思に基づくものであり、強制することはできないという点を念頭に置かなければなりません。自治会費を納入いただけない場合はその事情を聞き取ったうえで、ある程度弾力的な対応をすることが好ましいといえます。時には相手に寄り添い、その方から「加入したい」、「会費を負担してもよい」という意思表示が現れるまで待つことも必要です。



役員の選任

自治会長をはじめとする役員は、ほとんどの自治会において「選挙」や「輪番制」により選任されています。それ以外の方法として「推薦」や「くじ引き」といった方法により選任されているケースもあります。

役員の選任は、自治会活動や運営に大きな影響を及ぼすものであり、会員相互の話し合いにより、その選任方法を確立することが大切です。

近年では働き方改革等の影響により、勤労世代の層が拡大している実情があります。今後のスムーズな役員選任のために、自治会長をはじめとする役員の仕事を見直し、働きながらでも務めることが可能となるよう整えることが重要だと考えています。



役員の引継ぎ

任期の満了等により、役員が代わる際には、後任者に担当する業務の内容や懸案事項等を必ず引き継ぎましょう。これまでのやり方を改善したり、何か新しい事業を始める場合には、任期内での完結が難しいケースが多々あります。そうした場合には、次期役員と密な連携を取り合い、適切に引継ぎを行うなど長期的に取り組めるような体制づくりが非常に大切になってきます。

また会計・副会長・会長・顧問のように役員を段階的に交代するなどして、継続的に関わる仕組みをつくることや、任期を一定の期間設けたプロジェクトチームを作るなども有効な手法の一つと言えます。



神社の管理について

慣例上、自治会費に神社の社費や募金等を上乗せして徴収している場合がありますが、これらの社費や募金等の支払いは任意であり、強制的に徴収することは違法という判例があります。

そのため、自治会費と同時に集める必要がある場合には、自治会費とそれ以外が明確にわかるように会員に提示し、了解を得た上で徴収しなければなりません。

同様に自治会会計から神社に支出する場合も、使途を明確にし、会員の理解を得た上で実施することが大切です。



個人情報の保護について

自治会活動における個人情報については「個人情報の保護に関する法律」によりその取扱いが規定されています。

先進事例紹介

全国で行われている様々な事例の内、先進的な取り組みと思われる例をいくつかご紹介します。中には北名古屋市内でも既に取り組まれているものもありますので、ご参考になれば幸いです。

また紹介する事例の中で、自治会での導入を検討される場合は、いつでもまちづくり推進課までご相談ください。

◎事務員の導入

自治会長の負担を軽減する目的で、専属の事務員を雇用する事例があります。会計の管理や役員会資料の作成、行政への補助金の申請書類の作成など一定の自治会業務を事務員が担う制度になります。

日中のちょっとした隙間時間にパート・アルバイト感覚で携わったり、本業の合間に行う副業として希望するケースなど、全国的に注目を集めています。

☆自治会としてのメリット

- ・ 役員の業務負担が軽減される
- ・ パソコンの操作が苦手な人でも会長職が務まる
- ・ 長期的に携わる人材を育成することで、専門性が高まる



☆働き手のメリット

- ・ 在宅や地元の集会所で仕事ができるため、私生活が制限されにくい
- ・ 日中の隙間時間に作業ができる
- ・ 休日や仕事の配分など、ある程度融通が利く



～事務員導入Q&A～

Q そんなに簡単に担い手が見つかるの??

A まずは自治会役員の家族や組長経験者に声をかけてみるのも良いかもしれません。本人にその意思はなくても、その方の知人等まで広げてみると案外担い手が見つかることがあります。

Q 事務員報酬の相場はいくらくらいなの??

A 事務員さんにある程度専属的にお手伝いいただく場合には、相応の報酬を支払うことが担い手を見つけやすくするポイントです。報酬の相場は自治会の規模や、依頼する事務量によって様々ですが、市内では、年額12万～60万程度の事例があります。

Q 導入までのステップを知りたい!

A まずは役員間で事務員の必要性を議論しましょう。導入の方向性(募集のスケジュールや報酬額)が決定したら総会において会員の賛同を得ることが大切です。報酬という名のもとある程度の金額を支出することになりますので、このステップを丁寧に行うことで周囲の理解を得やすくなります。また周知という意味でも良いでしょう。

Q 市内ではいくつくらい事例があるの?

A 市内では3例ほど専属の事務員さんを配置している例があります。どの自治会も専属で事務手続きを行ってくれることで、自治会運営がスムーズになったとの利点をあげてくださいました。



◎SNSの活用について

スマートフォンが普及した今日、自治会の運営を円滑化するために、アプリ、LINE、Instagram、コミュニティポータルサイト等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を連絡・広報に取り入れる例も出てきています。

それぞれの特徴は以下のとおりです。



防災アプリ「北名古屋市Sアラート」

災害時に、市から避難情報などを音声配信するアプリケーション。また、特定の自治会を選択した利用者に対し、自治会長が文章・画像・データを配信することができる。



できること

- ・市から配信される災害情報等の文字と音声での受信
 - ・聞き逃した防災行政無線の放送内容を文字と音声で再確認
 - ・自治会からのイベント情報の配信
- など



LINE

近年、コミュニケーション・連絡ツールとして主流になりつつあるアプリケーション。（利用率94.9%：令和7年度版総務省資料より）電話に比べ、利用者が好きな時間にメッセージを確認できるという利点がある。



できること

- ・役員相互の事務連絡
 - ・特定のメンバー（役員、実行委員）でのグループトーク
 - ・写真の共有
 - ・公式LINE開設による地域住民への連絡・広報
- など



Instagram

写真や動画の共有に特化したSNS。イベントや行事の際の様子をアップすることで活動状況を周知したり、次回開催をアナウンスに利用することが効果的。若年層の利用率が高いため、そういった層に向けて情報を発信する際に有効。



できること

- イベント、行事の際の写真や動画の共有
 - 次回イベント、行事のアナウンス
 - ハッシュタグを利用した地域の写真の募集
- など



コミュニティポータルサイト

特定の地域、自治会に特化したホームページの運営。地域に関わる様々な情報が取得できるようなサイト。QRコード等を利用することで、効果的な周知が可能。料金については無料で作成できるものもあれば、機能を充実させた有料版のものまで様々です。



できること

- 自治会情報の集約化
 - お知らせ機能等を利用した情報の周知
 - 地域の行事等を示した地域カレンダー
 - 会員からの意見の募集
- など

◎コミュニティカフェの実施

幅広い世代、住民から意見を募るために、コミュニティカフェを実施する事例があります。「カフェ」というと喫茶店のようなイメージですが、「コミュニティカフェ」とはカフェで世間話をするような感覚で地域について話す場のことを指します。

集会施設に参加者が集い、ちょっとしたお茶やお菓子を食べながら地域について話し合うようなイメージです。堅苦しい会議の雰囲気とは違い、ざっくばらんに話し合うことで普段とは違った意見が出る 경우가多くあります。

◎広報紙の発行

自治会活動やその他イベント、地域の歴史まで住民の関心が高いトピックを記事にし、年に数回自治会広報紙を発行する事例があります。全戸配布や回覧による周知で加入促進を促したり、地域への愛着を生み出すという効果が期待できます。

◎小学校区単位のコミュニティの整備

近年、一部の地域では、コミュニティの区域の見直しが各地で行われ、小学校区単位のコミュニティを創設する事例が増えています。現代において地縁という結びつき（特定の地域を縁故としたもの）が徐々に低下してきており、代わって人々の間で一番区域を認識しやすい単位が小学校区であることから注目を集めています。

防災上の観点からも、指定避難所の単位である小学校区ごとでのコミュニティの結束力を高めることは非常に有効であるとされています。

全国においては、小学校区域内のいくつかの自治会が連合体となって、「まちづくり協議会」のような新たな組織として整備する事例も増えてきています。